

神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和3年8月24日(火曜日) 号外第50号

目次	ページ
〇条例 神奈川県立の高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例(教委・行政課)	2

本号で公布された条例のあらまし

神奈川県立の高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例

- 1 海老名市の住居表示の実施に伴い、神奈川県立有馬高等学校の位置の表示を変更した。(別表第1関係)
- 2 この条例は、令和3年8月30日から施行することとした。



購読料

一箇月 二、九三〇円 一箇年 三三、一六〇円

(消費税・地方消費税・送料込み)

本号一部三七四円(消費税及び地方消費税込み)

発行

横浜市 中区 日本大通一
神奈川県政策部政策法務課
電話横浜(〇四五)二一〇一―二一

印刷

横浜市鶴見区矢向三一―五―二七
野崎印刷紙器株式会社
電話横浜(〇四五)五七一―三五〇八

条 例

神奈川県立の高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年8月24日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第74号

**神奈川県立の高等学校等の設置に関する条例の一部
を改正する条例**

神奈川県立の高等学校等の設置に関する条例（昭和39年神奈川県条例第68号）の一部を次のように改正する。

別表第1 神奈川県立有馬高等学校の項中「海老名市社家240番地」を「海老名市社家五丁目27番1号」に改める。

附 則

この条例は、令和3年8月30日から施行する。